

外部評価に係る2次評価一覧

| 調書番号 | 細事業名 担当課 | 1次評価 | | アドバイザーによる評価 | | | 2次評価 | |
|------|--------------------------------------|------------|--|-------------|----------|--|------------|---|
| | | 見直し 必要性 | 説明 | 評価者 | 評価 区分 | 説明 | 見直し 必要性 | 説明 |
| 1 | 印刷広報費 (県政だより「ふれあい」) 広聴広報課 | 有 | 平成25年度でリニューアル後2年が経過する。今よりさらに多くの県民が広報誌に目を留め、分かりやすい誌面を通して県政情報等を容易に取得することができるよう、発行形態や内容・デザイン・レイアウト等の見直しを含めた検討を平成25年度中に行い、県民の県政への正しい理解と行動へとつながる取り組みを行っていく。また、併せて効率的な事務の執行についても検討を進めていく。 | A | 要改善 | 県政の効果的推進や県民の県政への信頼性の一層の向上と主体的参加を促進する上で、情報戦略としての県広報の役割機能は一層重要性を増している。県政課題が国際、全国、地域、コミュニティと重層化し多様化するに伴い、重要なセグメントごとに的確な情報の伝達とフィードバックが機能するよう、多様なメディアミックスを駆使した総合的な広報戦略が求められる。印刷媒体である県政だより「ふれあい」も、多様なメディアミックスにおける固有のポジションを明確にした取組みが必要である。特に、「特集号」については、取り上げるテーマによりターゲットも変わる可能性があるが、その際の配布対象なども、現在の世帯配布に加えて、その都度柔軟に検討する必要がある。また、自治会を通じて配布している特集号に比べて、新聞紙面に掲載される月刊号の閲読率がかなり低い点についても、その原因の究明と合わせて、改善策を検討する必要がある。以上から、要改善とするのが適当であると思われる。 | 有 | 県政だより「ふれあい」については、より多くの県民が目や留め、県政に対する理解がより一層深まるよう、平成26年度発行分からリニューアルを行う予定であることから、平成25年度中に発行形態や内容・デザイン・レイアウト等の見直しを含めた検討を行う。分かりやすい誌面(紙面)づくりに継続して取り組むとともに、閲読率を高めるための方策について検討・実施していく。 なお、特集号については、閲読率も高く県民の間に定着しており、その内容が単にイベント等のお知らせではなく、県の主要な施策・事業を詳細に説明するものであるため、市町村広報誌や月刊号への統合は難しいものと考えているが、テーマ選定に当たっては、事業目的をより意識して検討していく。 |
| | | | | B | 一部廃止 | ふれあい特集号は廃止、その他は現行どおりとした。 紙ベースでの広報媒体の必要性は当然あるが、ふれあい特集号については、人件費も含め約55,000千円の多額の費用がかかっている割には、発行目的がやや不明確という感じがあり、作成すること自体が目的化していると思われる。ビジュアル的な媒体が必要であれば、発行形態は異なるが、「ザやまなし」もあるので、こちらの活用も考えられるのではないかと。また、特集号で広報しなければならぬ情報がある場合は、全戸配付されている市町村広報誌の中へ「県からのお知らせ」を掲載依頼するなど、市町村の広報部門との連携を検討したかどうか。 情報量や情報媒体が多すぎても、情報を受ける側にとって戸惑いがあるのではないかと。 | | |
| | | | | C | 要改善 | ふれあい特集号については、予算、人件費についても大変大きなものが充てられているが、内容が読み物化しており、目的がずれてきていると思われる。月刊号の中に、伝えたい内容を組み込んでいくような方法の改善を望む。 | | |
| 2 | 巡回児童劇場 開催費 (委託) 生涯学習文化課 | 有 | 個人的に生の公演を見る機会を持てる児童もいるが、親が芸術文化に無関心であったり、経済的に厳しかったりする児童にとっては、県が実施することにより公演を見る機会が与えられる。県内の児童に生の優れた児童演劇を鑑賞することができる機会を提供し、豊かな情操の涵養と芸術文化活動への関心づくりという所期の目的を達成していると思われる。対象児童は年々同じではないので今後も続けていく必要がある。 昨年見直しにより多くの学校に巡回できるよう、最近申請のない市町村に事業のPRを行い、新たな学校でも公演を行ったが、まだ不十分であることから、今後はさらに実施校の状況を紹介しながら事業についてのPRを行い、これまで巡回していない市町村に個別に働きかけ、より多くの学校に巡回できるよう取組を強化していく。 なお、対象校が10校に限られているため、学校からの応募が多ければ選考から漏れる学校も多くなる。バランスを見ながら市町村へのPRを行っていく。 | A | 廃止 | 昭和48(1973)年から実施されているこの事業は、当初、過疎地域などで生の児童演劇を観る機会の少ない小学校の児童に観劇の機会を提供することを目的としていた。しかし、それから40年が経過した現在、交通事情の改善はもとより、多様な観劇機会の拡大、多様な芸術文化活動への参加機会の増大など、子どもたちをめぐる教育環境は事業創設当初とは著しく変化している。「豊かな情操の涵養」が教育目標としてきわめて重要な課題であることに異論はないが、それが日本児童青少年演劇協会(協会という。)の「巡回児童劇場」でなければ達成できない必然性は感じられない。加えて、近年の参加校が、ほぼ特定の自治体に限定される傾向にあり、しかもその大部分が過疎的ではなく都市的地域の学校であることも考慮すれば、あえて広域自治体である県が事業を継続する根拠も乏しい。よって、廃止とするのが適当であると思われる。なお、「巡回児童劇場」の開催自体は、必要に応じて、希望する学校単位で、市町村教育委員会と相談して決定することが望ましい。念のため付言しておく、協会の1回当たりの「巡回」が連続した5日間(月～金)を1セットとしていることを理由に、複数の市町村教育委員会をまたぐ「調整」が県の役割であると主張するのは、本末転倒の議論であろう。 | 有 | 本事業は過去一定の成果を上げてきたものと考えているが、事業開始後40年が経過する中で、多様な観劇機会の拡大など子どもたちをめぐる環境が大きく変化し、また、近年、実施校がほぼ特定の市町村に限定される傾向にあるなど、県として本事業を継続する必要性は薄れてきたことから、今後、芸術文化振興施策の見直し検討を進めることとし、本事業は廃止とする。 |
| | | | | B | 廃止 | 昭和48年からの事業で、40年が経過しており、過去それなりの成果をあげてきたと思われるが、実施状況を見ると、過去3年で7市町村、3年連続で実施した学校が2校と、ごく限定された市町村であり、全県的なニーズがあるとは思えない状況である。よって、各市町村がそれぞれの方針や考え方の中で実施を検討したかどうか。 また、成果指標についても十分に検証がなされているとは思えない。 | | |
| | | | | C | 廃止 | 過去からの実施により豊かな情操教育のためにそれなりの効果はあったと思うが、現在の環境を見ると、子どもたちはいろいろなことで刺激を受けている。この事業によって演劇などに興味を持つきっかけを得る子どもは、その他の機会において同様な効果を得る環境は整っていると考える。 また、開催校が地域的に非常に偏っているということも問題だと思う。 | | |

| 調書 番号 | 細事業名 担当課 | 1次評価 | | アドバイザーによる評価 | | | 2次評価 | |
|----------|-----------------------------------|------------|--|-------------|-----------|---|------------|--|
| | | 見直し 必要性 | 説 明 | 評価者 | 評価 区分 | 説 明 | 見直し 必要性 | 説 明 |
| 3 | 市町村自主 運営バス補助 金 交通政策課 | 無 | 当補助金は、事業者のバス路線が廃止された後に、高齢者をはじめとする住民の移動手段を維持するために市町村が行う路線バスの運行を支援する制度であり、生活に必要な公共交通を路線バスに頼っている沿線住民にとって不可欠なものである。 このため、市町村が住民の移動手段として当該バス路線を維持する場合には、県としても継続的な支援を行っていくことは必要である。 | A | 現行ど おり | モータリゼーションの進展により、山梨県内の公共交通機関の重要な手段の一つである路線バスの乗客数が減少し、事業者による路線バスの廃止が相次いだ。そこで、市町村が廃止代替バスを自主運行する場合、経費の2分の1を県が補助する制度が、平成7年度から実施されている。平成24年度は、14市町の59路線で4700万円余の県単補助がなされているものの、実際には市町村の持ち出しになっているところも少なくない。市町村や地域の実情により「デマンドバス」などの試行も行われているものの、それが当該補助の対象である廃止代替バス路線の全域をカバーしそれに取って代わることは困難である。他方、事業者による路線バスが廃止された地域において「交通弱者」である高齢者や児童生徒などの足である公共交通が、県の補助金が廃止されることによって市町村により提供されないことがあれば、日常生活に重大な支障をきたす社会問題となりかねない。こうした点を総合的に勘案すると、現時点において、当該補助事業を現行どおり継続することはやむを得ないと思料する。加えて、当事者である市町村や地域住民、NPOや自治会などの関係者の皆様が、公助と自助や共助を組み合わせ、地域の実情に適した創意工夫ある仕組みを創られるように、ここから期待したい。 | 無 | 高齢者をはじめとする地域住民の日常生活に必要な移動手段を確保することは重要であるため、今後も引き続き事業を実施していく。 |
| | | | | B | 現行ど おり | 地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保することは、大変重要である。 各市町村が独自で運営している公営バスやデマンドバス等の路線運行状況や利用者人数・利用率等を把握する中で、バス路線の必要性等を検討してもらいたい。 乗客数がやや減少傾向にあるということだったが、利用率を向上させるなど赤字の削減に努力した市町村へのインセンティブの付与等、市町村の努力が報われるような補助制度も検討したらどうか。 | | |
| | | | | C | 現行ど おり | 現在も、廃止された路線を受け継いで、地域で様々な工夫をしながら改善して運行している。有効な代替手段がない現状では、この事業を現行のまま続けていくことでよいと考える。 | | |

| 調書 番号 | 細事業名 担当課 | 1次評価 | | アドバイザーによる評価 | | | 2次評価 | |
|----------|---------------------------------|------------|--|-------------|----------|---|------------|---|
| | | 見直し 必要性 | 説 明 | 評価者 | 評価 区分 | 説 明 | 見直し 必要性 | 説 明 |
| 4 | 石油商業組 合活動費補 助金 税務課 | 有 | 特別徴収義務者表彰 事業については、適正な 申告納税に対する意識 の高揚を図ることを目的 としているが、長年の実 施により定例化してお り、「意識の高揚を図る」 効果が薄れてきていると 考えられることから、補 助対象としないことも含 め、あり方を検討する。 | A | 一部廃 止 | 当該事業は、昭和46年に開始されて以降、すでに42年が経過している。主たる事業目的は、不正軽油の流通を防止し、軽油引取税の確保に資することである。そのために「山梨県石油商業組合」が行う、組合員の研修や表彰などの啓発事業と不正軽油の防止を目的とする試買検査事業に対して、その経費の一部を県が補助することとしている。しかし、次のような点で疑問がある。第1に、税制改正等により制度変更があるとはいえ、業界の組合員の研修や表彰の費用まで毎年補助する必要があるか、疑問が多い。実際には、国や県、関係業界などで組織する軽油引取税全国協議会や不正軽油対策協議会などによるポスターやHPなどの啓発活動などもあり、業界の自己責任に委ねるべき性質の業務であろう。第2に、補助のもう一つの根拠となっている不正軽油流通防止のための販売軽油の試買検査を組合に依頼していることについてである。補助額390万円のうち140万円程度はこの事業に充当される部分だと推定される。こうした検査は、行政が実施すべき本来的業務であり、それを業界の「自主検査」に委ねることは好ましいとはいえない。一方、限られた行政職員で実施するには限界もあることから、ガソリンスタンドなどの店頭での試買検査の「民間委託」も検討すべきと考えられる。しかしながら、現行の制度を前提とすると、徴税吏員の業務の一部を「民間委託」という方式については、「地方税法の徴収に関する業務のうち、相手方の意に反して行う立ち入り検査や差押え、公売等の強制処分などについては、地方税法の規定により、徴税吏員に実施主体が限定されていることから、そのような公権力の行使を包括的に民間事業者に委託することはできないものである。」とするのが国の見解である。そこで「試買検査」ではなく「試買調査」を民間に委託することは、駐車違反取締りの民間委託のように、理論的には可能性があると考えるが、その一方で、覆面調査には公開性の原則からは問題もある。そこで、好ましい方法ではないものの、当面の間、現状のように組合に補助金を交付し、「自主検査」を依頼することもやむを得ない選択だと考える。以上から、本補助事業は、第1の啓発活動に要する補助の部分は廃止し、第2の試買検査に要する経費の補助に縮小すべきであると考え、よって、一部廃止とするのが適当であると思料する。 | 有 | 特別徴収義務者等研 修事業については、県と して支援していく部分と 業界の自助努力で実施 する部分を精査、県とし て支援する部分(税制・ 不正軽油に関すること 等)に内容を特化させ、 回数を減らすことを検討 する。特別徴収義務者 表彰事業については、廃 止を検討する。 |
| | | | | B | 一部廃 止 | 昭和46年から長期間実施してきた事業であり、事業課においても表彰事業については、見直しをしていきたいということであるが、研修事業についても業界の自主努力の中で実施すべきであり、両事業は廃止とする。 試買検査事業については、一般需要家への検査もあるということで、県で行うのは非常に困難という問題があるが、検査の公平性や透明性、また、牽制機能を働かせるという意味からも、組合関係者以外の広域事務組合など第三者機関の利用も検討したらどうか。 | | |
| | | | | C | 一部廃 止 | 研修事業については、特別徴収義務者に対する研修ということだが、特別徴収に関する内容のみでは参加者が少ないため広い範囲で研修を行っているという説明を受けた。そのような内容に対して補助金を出すというのは妥当ではないと考える。また、表彰事業についても事業体が本来負担すべき費用である。 試買検査事業については、さまざまな問題があるかと思うが、できるだけ正規な方法で検査ができるように検討していただきたい。 | | |

| 調書 番号 | 細事業名 担当課 | 1次評価 | | アドバイザーによる評価 | | | 2次評価 | |
|----------|--------------------------------|------------|---|-------------|----------|--|------------|--|
| | | 見直し 必要性 | 説 明 | 評価者 | 評価 区分 | 説 明 | 見直し 必要性 | 説 明 |
| 5 | 民間社会福祉施設振興資金貸付金 福祉保健総務課 | 有 | 昭和48年の制度創設以来、施設の運営に必要な貸付資金を準備することにより、社会福祉法人等が安心して運営を行い、質の高い施設サービスの提供を維持することに貢献してきた。しかし、近年は、他の融資制度の方がより低利であり、当該資金の貸し付け状況は低迷している。 従って、永年にわたり継続してきた当該事業の使命は達せられたものと考えられるため、この事業は廃止する。 なお、償還に係る事務は貸付(施設整備資金)の償還が終了する平成27年度(予定)まで継続する。 | A | 廃止 | この事業は昭和48(1973)年に創設されて40年が経過している。この間、民間社会福祉施設の整備や振興に寄与してきたが、近年、他の融資制度の利用など資金需要の変化等に伴い、利用が低迷している。その中で、貸付限度額の引き上げや貸付期間の延長、利率の引き下げなどの改善が加えられたにもかかわらず、平成20年度と平成21年度には申込件数、貸付件数ともにゼロとなったことから、平成22年度には、施設整備資金の貸し付けが廃止された。現在、運営資金の貸し付けに特化されているが、平成23年度と平成24年度は、こちらも申込件数、貸付件数ともにゼロとなっている。以上のことから、この貸付事業の使命はすでに終了したものと考えられる。よって、廃止とするのが適当と史料する。 | 有 | 平成25年度もって、当該事業は廃止する。 なお、償還に係る事務は貸付(施設整備資金)の償還が終了する平成27年度(予定)まで継続する。 |
| | | | | B | 廃止 | 運営資金について、平成23年度、24年度、25年度と借入申込・貸付実績ともにないので、事業の必要性はないものと考ええる。 | | |
| | | | | C | 廃止 | 貸付実績がないこと、金利も市中金融機関と変わらないことから、今後も需要がないと考えられる。 | | |
| 6 | やまなし子育て応援カード事業費 児童家庭課 | 無 | すべての子育て家庭を支援していくためには、カードの交付要件である「18歳未満の子どもを3人以上持つ家庭」という子どもの人数制限を撤廃・変更する必要がある。また、国の「子ども・子育てビジョン」の中でも、少子化対策から、すべての子どもの育ち、子育てを支援していく方向に政策の視点が移っている。そのため、今年度、事業を見直し、H25年11月を目処に、カードの交付対象世帯を「18歳未満の子どもが1人以上いる家庭と妊婦がいる家庭」に拡大する方針で、現在、各種準備を進めているところである。よって、平成26年度の見直しは必要が無いと考えている。 | A | 要改善 | 割引等の特典を提供する協賛企業の協力を得て、子育て家庭を経済的に支援することを主たる目的とする事業であり、県、市町村、企業等が協力連携して子育て支援に取り組むスキームの一つとして今後の展開に期待したい。現在、対象を県内の18歳未満の子どもが3人以上いる家庭に限定しているが、平成25年中に18歳未満の子ども1人以上の家庭等に拡大する予定とのことである。それにより8万5千世帯以上が制度対象となることは効果の波及面で期待できる。しかしながら、現実にも効果をもたらすためには、事業の実施面で改善の必要な点が少なくない。第1に、協賛企業にとってのメリットと考えられるCSR(社会的責任)対応企業としての県民への認知度の向上である。ステッカー交付に加えて、積極的な県のPRが必要である。第2に、認知度が高まり協賛企業が増えるためにも、サービス対象者サイドの認知と利用率の向上が進む必要がある。ところが、現状では、カードの交付申請の窓口である市町村の理解と協力が十分とは言えず、カードの存在自体を知らない対象者も少なくない。県と市町村の協議の場の充実などの改善が必要である。第3に、利用者がカードの交付を受けたとしても、実際にどの企業や店舗でどんなサービスが受けられるかを気軽にスマホなどで検索して利用するシステムに不備が多い。子育て世代の情報スタイルや行動様式にマッチした情報検索提供システムの改善が必要である。また、自主点検シートの「成果指標」の欄が空白になっているが、最終成果を測定することは困難だとしても、「カードの交付世帯数」のような中間指標を設定してモニタリングをすることは可能であり必要である。以上により、要改善とするのが適当であると思料する。 | 有 | 今年度、アドバイザー会議の指摘事項も含め、事業の大幅な見直しを行ったところであり、次年度以降の見直しについては、今年度の見直し成果を詳細に検討した後、必要に応じて検討していきたいこととした。また、成果指標として「カードの交付世帯数」を設定することや、県と市町村の協議の場の充実等、一層の連携強化について検討していく。 |
| | | | | B | 要改善 | 住民に一番身近な市町村等との連携を強化して、協賛企業の獲得やカード利用者へのアンケート実施、ホームページの改善等、実施したらどうか。利用する方も、市町村の窓口で照会するケースが多いと思われる。また、事業の窓口となる市町村には、様々な県民の声も寄せられると思うので、市町村に力点を置いた活動としたらどうか。 今回、事業規模も拡大するということなので、これを機に、県下一斉利用促進キャンペーンを行う等、この制度の認知度を上げるような手法を考えてみてはどうか。 また、カードは申請方式ということであるが、知らない方もいると思うので、自動的に交付することが可能かどうか、考えていただきたい。カード交付世帯数の増加により、カード利用者・協賛企業双方のメリットも高まるのではないかと。 | | |
| | | | | C | 要改善 | 平成26年度に向けて見直し後の体制で準備を進めているという説明であったが、窓口となる市町村については、完成した見直し後の体制を提供するのではなく、体制をつくる段階で市町村との協議を進めていくことが必要だと思う。特に、今回、妊婦を対象にしていこうという話もあったが、例えば、母子手帳の交付時に広報するとか、市町村の協力はなくてはならないものであると思うので、もっと連携を強化していくことが必要である。 | | |

| 調書番号 | 細事業名 担当課 | 1次評価 | | アドバイザーによる評価 | | | 2次評価 | |
|------|--------------------------|------------|---|-------------|----------|--|------------|--|
| | | 見直し 必要性 | 説明 | 評価者 | 評価 区分 | 説明 | 見直し 必要性 | 説明 |
| 7 | 公衆浴場施設改善事業費 衛生薬務課 | 有 | <p>銭湯経営者は、家庭風呂が少なく、銭湯の利用が多かった終戦後から物価統制令によって入浴料金の上限を統制されてきたため、利潤を得ることが少なく、近年では、入浴客数の減少により、その経営は極めて厳しい状況となっている。そのような状況下、ボイラーや浴室等の施設改善には、一般的に200万円以上の費用が必要とされ、また、高齢化した多くの県内銭湯経営者においては、この費用の負担が営業の継続に対する大きな問題となっている。</p> <p>県内の銭湯経営者においては、厳しい経営の中、本事業の存在を前提として施設改善を計画し、経営の継続に努力している状況である。</p> <p>以上の状況を踏まえると、現時点では本事業は現状維持とする必要があると考える。</p> <p>しかし、補助金交付を希望する銭湯経営者に対して、市町村へ申請を行う前に、改善を計画する施設や改善内容等に係る事前相談と公衆浴場法等関係法令に係る指導を行うなど、補助金交付申請までのプロセスを見直し、補助金交付のより迅速かつ的確化を図ることとしたい。</p> | A | 廃止 | <p>物価統制令による料金規制を受ける銭湯の経営者に、銭湯存続のための施設改修費用を補助する市町村への間接補助であり、昭和48年から40年間続いている。公衆浴場確保特別措置法(昭和56年制定)により「公衆浴場が住民の日常生活において欠くことのできない施設であるとともに、住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っている」ことから、その存続のための努力を自治体にも求めている。こうした法律の要請を受けて本事業は運営されてきた。しかしながら、この間に本事業をめぐる環境は激変している。第1に、平成12年の地方分権改革により、国と地方の関係をめぐる法規範が「対等・協力」の関係に変わった。地方自治法第2条の規定によれば、関係法令の解釈権は自治体にあり、その事務が自治事務である場合には「地域の特性に応じて当該事務を処理することができる」(12～13項)とされている。自治事務である本事業は、法律による一般的要請があるとしても、「地域の特性」に応じて独自の判断を下すことは可能であるばかりか、分権時代の自治体の責務ですらある。したがって、「法律があるかぎり事業を存続しなければならない」という解釈には大きな疑問が残る。第2は、銭湯をめぐる環境の変化である。たしかに事業創設当時の70年代には、家庭風呂がなく銭湯に依存しなければならない人々が少なくなかった。当時の銭湯は日常生活に不可欠で公衆衛生上必要な公共サービスであった。しかしながら、それから40年を経た今日、単身世帯向けのワンルームマンションやアパートでさえ風呂やシャワーの設備が完備されるようになった。したがって、今日、法律が想定するような「日常生活に不可欠で公衆衛生上必要な公共サービス」であるとまでいえるか極めて疑問である。県が実施している公衆浴場経営実態調査によれば、対象15件(平成24年現在、今年度は1件廃業により14件)の年間利用者は31万4千人と推計されている。1施設当たり月1700人余で、1日に換算すれば5、60人と推定される。これが事業存続の需要面での根拠とされている。しかしこの調査では、政策判断を下すうえで最も重要な指標である「日常生活に不可欠で公衆衛生上必要な公共サービス」としての利用者(家庭風呂などがなく銭湯に依存する以外に選択肢がない利用者)がどの位の割合を占めるかについては、沈黙したままである。自ら考え自ら実行するという地方分権時代の行政運営の基本姿勢が問われるといわなければならない。第3に、県と市町村の関係の変化である。自治法第2条5、6項は、市町村との役割分担と競合の防止について、県の事務を①広域性、②市町村との連絡調整、③市町村が処理するに不適しい規模や性質、の三点を規定している。この規準に照らして考えると、本事業は県の事務とすべき①～③のいずれにも該当しないと思われる。対象となる14銭湯の所在市町村は、甲府市(11件)、都留市(1)、笛吹市(1)、甲州市(1)の4市であり、全27市町村の15%をカバーしているに過ぎず、広域性や規模・性質からみて県の事務としての適性を欠くと思われる。たとえ特別措置法が想定するように全国的な観点から見て、公衆衛生施設としての銭湯存続への支援が必要だとしても、公営温泉施設をはじめ多くの公衆浴場等を有する山梨県の「地域特性」を考慮すると、少なくとも公衆衛生行政の観点から銭湯の存続を支援する政策の役割は終焉を迎えていると考えるべきである。むしろ、銭湯の存続を真剣に考えるべきだとすれば、「コミュニティ施策」や「一人暮らし高齢者施策」などの一環として政策的位置づけを変更して取り組むべきだろう。その場合には、当事者である市や地域住民が主体となって取り組むことが適切である。以上により、廃止とするのが適当であると思料する。なお、その際には物価統制令による知事の統制額の指定のあり方についても再検討を要すると思われる。</p> | 有 | <p>本事業は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律第1条の著しく減少しつつある銭湯の状況にかんがみ、銭湯に対して特別措置を講ずるよう努めることにより、住民の銭湯利用の機会の確保を図り、公衆衛生の向上及び増進並びに住民の福祉の向上を目的に、同法第3条「国及び地方公共団体の任務」及び第6条「助成等についての配慮」を実施根拠として、実施しているものである。</p> <p>銭湯の入浴料金は、物価統制令によって県が指定することとなっている実情を踏まえれば、本事業は、市町村が処理するに不適しい性質を有しており、県が行うべき事業である。</p> <p>県内全ての銭湯を対象とした緊急状況調査を山梨県公衆浴場生活衛生同業組合を通じて実施したところ、家風呂を持たない客が年間延べ58,667人と、銭湯を必要とする県民がまだ多く存在する結果が得られた。このため、本事業は、家風呂を持たない県民は当然のこと日常的に銭湯を利用している常連客の健康と福祉の増進に不可欠な公益性のある必要な事業である。</p> <p>全国における公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に基づく補助事業等の実施率(補助事業あり44都道府県/47都道府県)は94%と、ほとんどの都道府県で実施されている状況にある。本県においても、本事業の利用実績は毎年度ある。</p> <p>以上のことから、今後は他の都道府県の同様事業の実施状況や公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律に係る国の動向等を見直し、必要に応じて見直しを行うこととし、当面は現行どおりとして、事務プロセスを見直すこととする。</p> |
| | | | | B | 廃止 | <p>補助対象の銭湯は4市14施設と極めて限定的で、補助金の利用実績も2から3件と低迷している。昭和48年から実施している事業であり、過去にはそれなりの意義があったと思われるが、社会経済環境の大きな変化の中で、県として支援しなければならないという役割は終了したと思われる。</p> <p>施設改善等の資金需要に対しては、各種制度融資等を活用するなど、当該市町村と連携し、民間企業として自立できる企業体質となるよう指導助言していくことが重要ではないか。</p> | | |
| | | | | C | 廃止 | <p>既にその役割を終了している。利用者が月平均1,000人から2,800人ということだが、これを単純に14事業所で考えると1日に30～90人となる。これは、あくまで平均だが、既に事業としての体をなしていない。事業をやるかやらないかは個人としての問題であるが、そこに補助金100万円を投入することで銭湯が存続確保されるとは考えられない。</p> | | |

| 調書 番号 | 細事業名 担当課 | 1次評価 | | アドバイザーによる評価 | | | | 2次評価 | |
|----------|----------------------------------|------------|---|-------------|----------|--|------------|--|--|
| | | 見直し 必要性 | 説 明 | 評価者 | 評価 区分 | 説 明 | 見直し 必要性 | 説 明 | |
| 8 | 地盤沈下調査事業費(一級水準測量) 大気水質保全課 | 有 | 甲府盆地内の地盤沈下は近年では落ち着いているものの、今後の地下水の需要の変化によっては大規模な沈下の可能性はあるため、継続して地盤沈下のモニタリングを実施することは非常に重要である。 こうした中、約80km2の面積についての確にモニタリングを実施するには現状の37地点が不可欠であり、地点を減らすと精度が落ちる可能性が高い。 また、平成23年の東日本大震災に際し、盆地内への影響を把握することができたことから、調査結果の的確な評価のためには1年に1回実施する必要がある。 なお、水準点の点検作業については、他の業務での出張と組み合わせるなど業務プロセスの効率化を図り、所要時間の短縮に取り組んでいきたい。 | A | 要改善 | 地質上の特性で自然現象または地下水の汲み上げ等の人工的営為により地盤沈下が起きる可能性のある甲府盆地を対象に、37か所で行う1回の定期、定点測量を行い、基準点に照らした地盤沈下量を観測する調査事業である。平成24年度は、37地点中34地点で、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震に起因すると推定される沈下が観測されたものの、環境省が公表基準としている年間20mm以上の沈下は認められなかった。こうした調査は、安心を確認し、いざというときに原因を究明するために県が実施すべき必要な事業である。特に、水資源をめぐるグローバルな競争の激化が予想される近い将来、山梨県においても地下水の大量採取による地盤沈下の起きる危険性は軽視できない。継続的な観測体制によるモニタリングが必要なものである。その際、効率的な業務遂行を心がけ、他の業務との組み合わせ等により水準点の巡回回数を減らすなどの業務効率の改善は必要である。ただし、平成23年度及び平成24年度は測量調査委託の競争入札の結果、予定価格を大幅に下回る落札額で業務が委託されていることから、測量調査の質を担保するための現場監督業務の強化をすべきである。また、自主点検シートの「成果指標」の欄は「年間20mm以上の地盤沈下地点数」という指標を復活させるべきである。ただ、その場合「成果指標達成率」は記載不能となるのでプランクでかわらないと思われる。以上により要改善とするのが適当であると思われる。 | 有 | 今後の事業の実施に際しては、業務効率を改善するため、水準点の巡回は減らすこととするが、一方で調査の質を維持するため、調査スケジュールの報告頻度を高めるなど、監督業務を強化したい。 予算額については、国の設計業務等標準積算基準書に基づいて積算しているが、今後、入札の状況も十分に把握する中で、予算額の積算方法を検討していきたい。 地盤沈下の監視には経年的な動向を把握する必要があることから、当面は現状の観測点を維持しつつも、必要に応じて地点の見直しを行うこととする。 | |
| | | | | B | 要改善 | 防災面や環境面から、継続的なモニタリング調査は必要である。最近、今まで体験をしたことがない、あるいは想定を超えた自然災害が高い頻度で発生している中で、現在の観測地点(37地点)だけで十分なのか、また、観測地点の変更の必要があるのか等を検証していただきたい。 経費削減や事務効率化の観点からも、入札制度の精度向上や他の関連調査と組み合わせるなど業務の効率化を図っていったらどうか。 | | | |
| | | | | C | 要改善 | このところ、自然災害が続いている中、地盤沈下の現状把握は必要な事業である。 効果的な業務プロセスを図ることが必要だと思う。 予算額と決算額の乖離が続いているが、今後もこのような状態が続いていくのであれば、実態に近づけた予算の設定が必要だと考える。 | | | |
| 9 | 低コスト林業支援事業費補助金 林業振興課 | 無 | 本事業は、助成を必要とする全ての認定事業主を助成することを計画しており、そのために必要な事業期間を平成29年度までとしている。今までの取り組みの結果として、一定の成果を上げてきており、また、平成23年度に助成対象機種を拡充し、平成25年度には補助率及び補助上限額を引き下げるなどの必要な見直しも既に行ってきたことから、見直しの必要性はない。 については、本事業は、終期である平成29年度まで現行どおり継続する必要がある。 | A | 要改善 | この事業は、林業労働力確保促進法に基づき知事が認定した事業主(49社)を対象として、木材生産の機械化による効率化を促し、労働力の確保を誘導するための期限付き(平成21年度から平成29年度までの)事業である。具体的には、高性能林業機械等のレンタル経費の一部を補助することにより、認定事業主が機械化による労働生産性の向上や機械操作上の課題などを体験・検証し、最終的には自社で保有することを促進する誘導的トライアル事業の性格が強い。したがって、期限付きとなっているのは当然である。ただ、本事業の主目的は「労働力の確保」に置かれているので、高性能林業機械等の導入が、実際に労働力の確保や定着に寄与しているのかどうか、について検証する必要がある。そのためにも、「成果指標」として労働力の確保状況(新規就労状況やその定着率の状況)をモニタリングしていく姿勢が必要である。そうした検証を踏まえたうえで、平成29年度まで継続すべきか否かは決定されるべきである。以上により、要改善とするのが適当であると思われる。 | 有 | 本事業の取り組みにより、高性能林業機械の保有台数や助成を受けた認定事業主の素材生産量が増加し、作業の効率化や労働強度の軽減が図られてきていることから、本事業は継続していくこととする。 なお、労働者の就業状況や定着状況を的確に把握し、事業成果の検証を定期的に行うとともに、認定事業主に対して労働環境の改善を促すことにより、労働力の確保に努めていく。 | |
| | | | | B | 要改善 | 機械導入によって、経営改善や労働環境の改善が図られるという事業目的については理解できる。 労働環境をよくなり、労働力を確保するには、企業の経営体質がしっかりしていることが重要であるので、県としても関与をより深め、対象事業体の経営の改善について、より積極的に取り組んでもらいたい。 この事業により、経営改善や労働力確保が図られた事業体に対するインセンティブの付与など、事業体の努力が報われるような制度にしたらどうか。 | | | |
| | | | | C | 現行どおり | 終期の定められた事業であり、平成29年度の期限までに、希望する認定事業主すべてに対して計画的な実施を予定していることから「現行どおり」とした。ただし、労働力の確保を目的としていることから、今後、雇用の実態や推移、また、労働環境についても把握していく必要があると考える。 | | | |

| 調書番号 | 細事業名 担当課 | 1次評価 | | アドバイザーによる評価 | | | 2次評価 | |
|------|---|------------|--|-------------|----------|---|------------|---|
| | | 見直し 必要性 | 説明 | 評価者 | 評価 区分 | 説明 | 見直し 必要性 | 説明 |
| 10 | 経済林林況 調査費 県有林課 | 有 | 本事業は収穫期を迎えた県有林資源の正確な把握に努めるという意図した成果を上げており、県土面積の約1/3を占める県有林の次期管理計画を策定する上で重要な基礎資料となるものである。 平成25年度に森林調査簿(森林の現況を記載した帳簿)等の森林情報を電子的に総括するシステムが再構築されることに伴い、森林調査簿の修正にかかる所要時間の縮減を図る。 | A | 要改善 | 第三次県有林管理計画の策定において、県有林のうちの経済林の伐採・造林箇所を特定するために行われる林況調査で、平成23年度から27年度までの5年間に、成熟段階を迎えていると思われる約540か所(小班)を対象として実施するもので、伐採計画に反映させる蓄積量を推定するうえで必要な調査であるといえる。ただ、職員の間延べ所要時間1344時間のうち林分調査に要する時間が768時間(1人1日8時間勤務で換算して96人日)で全体の7割近くを占めている。そのため、より効率的な林分調査が実現できるよう更なる改善が必要だと思われる。林分調査の具体的な調査箇所となる「標準地」は、1小班(3.65ha)あたり5～10%の面積(幅10m×長さ200m～300m程度)を確保して、その中の立木50～100本を悉皆で調査(直径や高さ等)しているが、その程度の面積であれば、代表的な立木を数10本程度調査し、あとは目視で確認すれば足りる場合も少なくないと思われる。また、「標準地」の抽出率も、「標準地調査要領」に規定されているから5%以上であると考えられるが、これまでの永年の調査実績と実際の蓄積量の推定精度を再検討したうえで、必要ならば「要領」の改定も検討するべきではないか。以上から、要改善とするのが適当であると思われる。 | 有 | 調査の効率化を図るため、調査精度の検証等による調査方法の見直しを行うこととし、併せて調査の民間委託の可能性について費用対効果を含め検討する。 また、調査結果や事業実施データを、来年度から新たに稼働する森林情報を電子的に統括するシステムに反映させるほか、県有林と一体となった森林経営計画の策定資料に利用することにより、造林・保育事業等関連業務への一層の活用を図る。 |
| | | | | B | 要改善 | 調査の必要性については理解できる。ただ、他の関連業務と抱き合わせて実施するとともに、データのシステム化を図るなど作業効率の向上等により、全体的に効率化を図ることができないか検討する必要があるのではないかと。 また、今回の調査結果は次期県有林管理計画の策定に使用することだが、これに留まらず、様々な関連業務や市町村等への指導助言など県有林以外にも情報を還元することを検討する必要があるのではないかと。 | | |
| | | | | C | 要改善 | 年間の売り払い額1億8千万円に対して、保育作業等の森林整備事業に6億円をかけているということで、森林整備行政については非常に厳しいものがあるが、この調査については、民間の活用を検討を望む。 県有林は貴重な県民の財産なので、有効な活用をしていただきたい。 | | |
| 11 | 県単独中小 企業設備貸 与資金貸付 金 商業振興金 融課 | 有 | 積極的に設備投資を行い、経営改善を図ろうとする企業にとっては必要な事業であり、高い評価も得ている。これまで県と支援機構が連携し、ホームページによる広報に加え、商工団体等の機関誌を中心に広報を行ってきたが、より多くの中小企業者への認知度を高めるため、更に積極的な広報活動を行う必要がある。 (なお、平成27年3月31日を以て、助成法は廃止されることとなっており、現在、「中小企業庁及び都道府県等中小企業支援センター協議会」にて廃止後の設備資金制度の代替策検討を行っているところである。今後は、同会による代替策検討の推移を見守りつつ、県単制度の在り方についても検討していく必要がある。) | A | 要改善 | 小規模企業者等設備導入資金助成法(助成法)による小規模企業者を対象とする国補設備貸与・資金貸付制度を補完するために、助成法の対象外の中小企業者を対象として昭和59年から県単事業として開始された設備貸与(割賦・リース)事業である。国制度がカバーしない部分を県単で補う、いわゆる「横だしサービス」である。実際の貸与件数は年間15件前後、貸与額2億円前後で推移しており、一定の需要が認められる。また、国補事業の実績もこの10年間の趨勢でやや低減に向かう傾向はみられるものの、年間8億円前後の需要がある。こうした中で、平成26年度末で助成法が廃止されることとなっている。そのため、国補事業の廃止後の対応が重要な課題となっている。国制度の継続が前提の「横だしサービス」であるため、それが廃止された場合、基本的には、すべてを廃止するか、もしくは、国補も県単で継続するか、の政策選択が迫られる。現状では、両制度あわせて年間100件以上、10億円前後の需要が存在していることを考慮すると、単独に廃止を選択することは経済的影響が大きすぎるのではないかと。他の制度融資などで対応可能な国制度の「資金貸付」部分とは異なり、少なくとも県単事業として実施している「設備貸与(割賦・リース)」部分の事業については、助成法廃止後も、一定期間継続することはやむを得ないように思われる。ただし、そうした選択がなされる場合には、他の制度融資との棲み分けや連携に配慮することは当然のこととして、これまでの事業の実績を検証し、特に政策目的である「経営基盤の強化」にどの程度、また、どのように寄与しているかについて、成果や課題を明確にしたうえで最終的な決定をすべきであると考えられる。また、そうした「検証」を周期化するためにも、事業に「終期」を設けることを検討すべきである。以上のことから、要改善とするのが適当であると思われる。 | 有 | 国補制度とあわせて年間100件以上、10億円前後の需要が存在しており、高い評価も得ていることから、平成26年度はもちろんのこと、平成27年度以降の事業継続についても、事業の成果や課題の検証、経営改善が図られた企業へのインセンティブの付与などの指摘を踏まえ、国補制度の代替策検討の推移を見守りつつ、検討を進めていく。 事前の審査について、支援機構は、県と連携して、予備審査会や外部の専門家を含めた審査委員会を開催し、適正な審査を行っている。また、貸付先からの相談に対して支援機構は、企業ニーズに応じた様々な支援事業をおとしてフォローアップを行っている。県は、今後も支援機構と連携して中小企業の経営基盤強化につながるよう努めていく。加えて、本事業の認知度を高めるため、より多くの中小企業者に積極的な広報活動を行っていく。 |
| | | | | B | 要改善 | やまなし産業支援機構と連携して事前の審査や融資後のフォローアップを強化するとともに、企業側と直接面談するなど現地での指導を通して経営基盤の強化や不良債権の発生防止につなげてもらいたい。 また、「中小企業診断システム」による評価が高い企業は、貸与時に特別利率を適用しているが、企業のやる気を引き出すため、貸与後に経営努力し経営改善が図られた企業についてはインセンティブを付与するなど、努力した企業が報われる事業とすることも必要ではないかと。 | | |
| | | | | C | 要改善 | 今回国の助成法は廃止されるが、この制度は中小企業が設備を導入する際に非常に役に立ってきた制度なので、助成法を補完する方向で改善してもらいたい。 | | |

| 調書 番号 | 細事業名 担当課 | 1次評価 | | アドバイザーによる評価 | | | 2次評価 | |
|----------|-------------------------------------|------------|---|-------------|----------|---|------------|---|
| | | 見直し 必要性 | 説 明 | 評価者 | 評価 区分 | 説 明 | 見直し 必要性 | 説 明 |
| 12 | ブランドチャ レンジ支援事 業費 産業支援課 | 有 | H23に新しい事業採択の仕組を導入してから3年目を迎え、採択事業の実施後のフォローの必要性について審査委員から意見をいただくなど課題も生じている。 このため、事業の実施状況、成果報告を審査委員にフィードバックし、継続事業や類似事業の採択の判断材料にすることにより、補助事業採択の一層の適正化を図っていく。 また、年間の公募計画を事前に公表するなど制度の透明化を図り、事業者が計画的に応募できる環境整備を進めるなど、本事業のより一層の適正な執行に向けた見直しを行っていく。 | A | 要改善 | 地場中小企業者等が「やまなしブランド」の形成に資する事業活動にチャレンジすることを誘導するための事業であり、平成16年度に創設されて以降、これまでに甲州ワインの欧州でのプロモーションなどの成果を挙げている。こうしたブランド形成支援事業は、地場産業のイノベーションやマーケティングなどのブランド化戦略全体の中で先導的な役割が期待されていると考えられる。平成23年度からは組合等のグループだけでなく、個別企業にも対象を拡大し、また事業の採択にあたっては外部有識者による審査委員会が設けられ、事業の質を事前チェックするシステムも導入されている。平成24年度は15件の応募のうち13件が採択され、12件が補助を受けている。ブランドチャレンジ意欲が事業者サイドにあることが推察でき、今のところ潜在需要を掘り起こす役目を果たしているとも評価できる。しかしながら、事業が毎年継続していく中で、「ブランド化」の先導役といった特化された役割から、次第に「地場産業の育成」といった一般的な補助事業に「変質」する可能性も懸念される。そこで、本事業を継続するに際して、他の地場産業支援事業との差別化を明確にし、事業目的をより特化したものに改善すべきである。具体的には、自主点検シートの「事業の目的」にある「結果」の欄の記載を「地場産業のブランド化」に限定するなどの工夫が必要である。また、審査委員会が採択に際して評価した基準に即して、事業がどのような成果を挙げ、あるいはどのような課題を残したかを、事後評価するフォローアップの検証作業が必要である。さらに、こうした検証作業を一定の周期で実施することができるよう、事業に終期を設定することを検討すべきである。以上により、要改善とするのが適当であると思われる。 | 有 | 補助事業の成果と課題について、審査委員にフィードバックし、継続事業や類似事業採択の判断材料にするなど、事後評価、フォローアップを行い、補助事業採択の一層の適正化を図っていく。 成果指標の設定については、個々の補助金交付申請の際に具体的な目標を設定させ、その目標を達成し成果を上げられるよう指導をしていく。 事業の終期の設定については、ブランド化は県全体として取り組んでいる施策でもあることから、全庁的な施策の見直しの中で検討していく。 また、年間の公募計画を事前に公表するなど制度の透明化を図り、事業者が計画的に応募できる環境整備を進めるなど、本事業のより一層の適正な執行に向けた見直しを行っていく。 |
| | | | | B | 要改善 | 販路拡大など何らかの数値目標を定めることによって、効果を検証すべきではないか。 目的が地場産業のブランド化、地場産業の育成といったややあいまいなものであるため、他の類似事業等との関連性や重複性、事業効果などを検証する意味からも、期限を設定して見直しをする必要があるのではないかと。 | | |
| | | | | C | 要改善 | 事業に終期を設定する必要があると考える。 過去に支援した事業がどのような経過をたどり、どのような効果があったのかを検証し、次の事業につなげていくことも必要である。第2次、第3次があってもよいのではないかと。 | | |
| 13 | 富士山レン ジャー設置事 業費 観光資源課 | 有 | 富士山の世界文化遺産登録により、人類の財産である富士山の適切な保存管理を推進していくに当たり、現地巡回業務や観光客等への環境意識啓発の必要性はこれまで以上に高まっている。 世界遺産効果により富士山及び北麓地域への来訪者の増加が見込まれ、来訪者増加による動植物・溶岩の持ち出しや立ち入り制限地区に入るなどのマナー違反に対する利用案内・指導及び登山道の状況確認や富士風穴などの現状調査回数増加などの業務量増加が予想される。 また、富士山の重要性の認識や来訪者のマナー向上を図るため、今まで以上の環境教育活動が求められており、現状4人の富士山レンジャーの増員を検討する必要がある。 | A | 要改善 | 現行の「富士山レンジャー」は、現地巡回や環境教育を目的に、非常勤職員により行われているが、「レンジャー」という名称から受ける印象とは異なり、権限や責任、業務内容などがきわめて限定された制度にとどまっている。一方、富士山やその周辺の構成要素が世界文化遺産に登録されたことを機に、入山規制や入山料の問題をはじめ、富士山をめぐる様々な課題が噴出している。こうした中で、本事業の占める位置や役割を抜本的に再検討し、「世界遺産」にふさわしい本格的なレンジャー制度を検討する時期であると思われる。自治体においても、東京都のように独自のレンジャー制度を設けているところもあり、入山料の使途問題などもからめて、静岡県とも連携しながら、「世界基準」からみた富士山レンジャー制度の再構築を期待したい。その際、現行のレンジャーが「観光部」の所管となっていることは是非等についても再検討が必要だと思われる。以上により、要改善とするのが適当であると思われる。 | 有 | 富士山の世界文化遺産登録により、富士山及び北麓地域への来訪者の増加が見込まれ、人類の財産である富士山の適切な保存管理を推進していくためには、現地巡回業務や観光客等への環境意識啓発の必要性はこれまで以上に高まっている。 このため、人員、資格、権限など富士山レンジャーのあり方について検討を行う。 |
| | | | | B | 要改善 | 単に人員増をするだけでなく、レンジャーの権限や機能強化を図ると同時に、関係市町村等と連携して、世界遺産にふさわしい環境整備など全県的な活動となるよう事業のパージョンアップを図って、総合的な対策を検討したほうが。 | | |
| | | | | C | 要改善 | 富士山レンジャーの資格や法的立場を明確にし、現状以上の効果のある活動を望む。 予算についても、きちんと組み立てをしていただきたい。 静岡県とも連携して、きちんとしたレンジャー制度を確立してもらいたい。 | | |

| 調書 番号 | 細事業名 担当課 | 1次評価 | | アドバイザーによる評価 | | | 2次評価 | |
|----------|-------------------------------------|------------|--|-------------|----------|--|------------|--|
| | | 見直し 必要性 | 説 明 | 評価者 | 評価 区分 | 説 明 | 見直し 必要性 | 説 明 |
| 14 | 経営構造対 策推進委員 会補助金 農村振興課 | 有 | 既に目標を達成している施設等についても、なお一層、効率的な利用が図れるよう引き続き、助言・指導等を行うこととしていく。 さらに経営構造対策の推進を図るため、各地域の特色・課題等を整理するとともに、地域の潜在能力の掘り起こしなどに努め、市町村や農業者等へ担い手の確保・育成に向けた提案や地域の合意形成をより積極的に推進する。 | A | 要改善 | 経営構造対策事業の補助を受けて設置された、道の駅の農業情報管理施設や共選場に設置された桃の糖度を測定する光センサーなどの56の農業施設(ハード)について、その管理運営上の助言・指導が必要な「重点指導対象」に対して、経営構造コンダクターを派遣することを主たる内容とするソフト事業である。平成12年度からスタートし、平成17年度から県単事業となった、10数年続いている事業である。平成24年度は6か所7施設が対象となった。一般論としていえば、ハード整備を農業経営、加工、流通、販売などのソフト面から支援する事業として有効なものといえる。しかし、事業目的である「担い手の育成・確保」の視点からみると、本事業には根本的な問題がある。ソフト的手法は、当事者である農業者や法人の中に蓄積されて初めて継続的な効果を発揮しうるものであり、担い手とは、そうした地域の特色や課題を自ら認識したり解決したり、そのための合意形成に取り組んだりする人材の育成を意味している。ところが、この事業では、コンダクターなどを派遣して課題の認識や解決をいわば「代行」することが想定されているようにみえる。こうした懸念に応え、農業者自身の当事者意識の向上による強い(しなやかな)自立的農業経営を支えるためには、一定期間の支援の終了後は自己責任による経営に移行することを促進すべきである。そうした観点から、本事業についても、「人材育成」という成果目標を明確にして事業効果を検証すると同時に、終期を設定する改善が必要である。よって、要改善とするのが適当であると思料する。 | 有 | 経営構造コンダクターを中心とした指導・助言等の取り組みについて、これまで実施してきた施設の運営方法等に係る改善指導に加え、今後は、地域農家等がオビニオンリーダーとして自立し、課題解決のための合意形成や持続的に組織をマネジメントできる体制を整備する。また、地域の特徴を活かした施設運営等が行えるよう、人材育成を中心とした取り組みを積極的に実施することにより、地域の課題を解決できる人材としての地域のリーダーを育成していく。 なお、終期を設定し、事業効果の検証等を行い、改善につなげていきたい。 |
| | | | | B | 要改善 | 各地域にある施設の指導・助言を行うためには、1人の経営構造コンダクターだけでは、事業効果を十分に達成できると思えない。各地域に経営構造コンダクターに匹敵する人材を育成・配置し、地域の特徴を活かした指導・助言が日常的に行える体制づくりが必要ではないか。 各施設間の競争原理を導入するような形で、それぞれの施設が切磋琢磨して事業に当たる体制づくりをしたらどうか。 また、効果の検証を行うため、期限の設定も必要ではないか。 | | |
| | | | | C | 要改善 | 重点指導施設の一部が改善されても、改善の必要が生じた新たな施設が加わるということで解消されない。このため、事業の期限を定めて、コンダクターが、農家などが自力で問題を解決できるよう指導していくことが必要だと思う。地域リーダーの育成をしていかないと重点指導施設はなくなる。 | | |

| 調書番号 | 細事業名 担当課 | 1次評価 | | アドバイザーによる評価 | | | 2次評価 | |
|------|--|------------|--|-------------|-----------|---|------------|--|
| | | 見直し 必要性 | 説明 | 評価者 | 評価 区分 | 説明 | 見直し 必要性 | 説明 |
| 15 | 新農業協力 隊推進事業 費 農業技術課 (担い手対策 室) | 有 | 平成25年度においては、支援機関を4団体選定し、隊員5名の新規委嘱を行った。委嘱を受けた隊員が就農に向けた最低限の農業技術の習得を行うためには過去の委嘱と同じく2ヶ年程度の期間を要するため、H26年度も同様の取り組みを実施する。 都市部の意欲ある若者、本県農業の担い手として定住させる本事業は農山村地域の活性化や定住人口の増加に効果があることから、事業を満了した者からの聞き取り調査を実施するなど、より効果的な事業となるよう見直しを図る。 | A | 要改善 | 県外の大都市等の住民を、山梨における新たな農業の担い手として県内農村地域で就農・定着し、農山村地域の活性化を目的とする事業であり、特別交付税を財源とする総務省の地域おこし協力隊(農業協力隊)活用事業である。都市住民の農業志向のトレンドに乗り、農業就業人口と県人口全体の減少が進む山梨県において、農業政策としても人口政策としても、一般論としては魅力的な事業である。23年度までの実績で、JAやNPOなどの支援を受けながら37名が協力隊を満了し、うち24名が県内に残り、就農・就業していることから、定着率も65%となっている。しかし、23年度の単年度だけで要した経費が1億2380万円余となり、歩留まりが過半数を超える65%だとしても、県内に就農して在住できなかった13名分に要したコストの4300万円余は結果的にロスしたことになる。(ただし、その後の県の追跡調査で、13名中3名は、就農していないが県内に在住していることが判明した。それを考慮すると、人口政策の観点からは歩留り73%に改善する。)こうしたリスクを顧みない「大盤振る舞い」が可能になる理由が特別交付税を活用した制度にあることは明らかであろう。もちろん国の有利な制度をしたたかに活用することは必要であるとしても、財源が国民の税金に拠ることは変わらないのであるから、より政策効果を向上させる県独自の施策と一体で取り組む必要があるだろう。こうした観点から考えると、農業協力隊として意欲をもって参加する対象者一人一人に対して、支援機関による就農支援という面だけでなく、県内在住を継続するためのきめ細かな総合的支援に、県の関係部局、関係市町村、コミュニティ組織などと連携しながら取り組む必要がある。以上から、要改善とするのが適当であると思料する。 | 有 | 農業協力隊員の県内への定住・定着を促進するため、農務事務所ごとに支援機関や市町村等の関係機関で組織している「ニューファーマー応援チーム」による、農地や住居の確保、就業先の紹介等の支援を強化する。 また、県内に定住している農業協力隊修了者や移住者コミュニティ組織とのネットワークを構築するとともに、移住定住を支援する関係部局(観光部)との連携を強化し、本県への定住・定着率を高めていく。 |
| | | | | B | 要改善 | この事業は、約7,500万円の費用に対し、県内への就農者が38名であり、1名の県内就農者を育成するために約200万円の経費がかかっている。こうした状況の中で、コストパフォーマンスをより確保するという観点から、支援機関に対する何らかのインセンティブの付与や、協力隊期間満了者の県外転出理由の解明などによって、制度の見直しを行う必要性もあるのではないか。 また、事業趣旨に違和感はあるかもしれないが、隊員要件を緩和し、都市住民だけでなく、福島など被災地の定住困難者、就農困難者を隊員として認めるということも、検討してみたい。 | | |
| | | | | C | 要改善 | 支援機関によって、支援修了後の就農に差が生じているとのことなので、支援機関の選定については、慎重に行っていた必要があると考える。 支援中の隊員の情報・状況の収集、精神的なバックアップを通じて、支援満了後の就農に限らず、本県への定住に繋げていただければよいと考える。 | | |
| 16 | 公共事業労務費調査費 技術管理課 | 無 | 本調査は、国により定められた全国一律の調査手法により国と県が共同で実施するものである。現在の手法は、国と県が調整して調査を実施することにより、「全国のなかの山梨県」という位置づけで、必要な調査対象工事を効率的に選定することが可能となり、調査対象箇所が削減できることや、説明会、一次審査を合同で開催することにより、国、県双方の経費負担が軽減されることなど、効率的に事業が執行できる。また、本調査を基礎資料とした労務単価は、地域の経済状況や、労働者の需給状況などを広範囲に調査し、労働市場の実勢価格や法定福利費などを勘案して決定され、同地域の公共事業全てで使用されることから、統一性、公平性が図られ合理的なものと考えている。 | A | 要改善 | 公共工事の予定価格を算出するための労務単価等を調査するための委託費であり、昭和45年から継続されている。これは旧建設省と運輸省(現在の国土交通省)及び農水省の間で交わされた「公共事業の設計等に必要なる労務単価の決定方法」についての関係省覚書き(昭和45年8月12日)に基づき、二省と都道府県・政令市・二省所管公団等の共同で行われる全国調査の一環である。都道府県が行うその年度の賃金等の実態調査をもとに、国が公共事業に係る労務単価(51職種)を決定する仕組みになっている。公共事業の予定価格を算出する根拠として、価格を決定する要素について、一定の標準単価が必要であることに異論はない。しかし、単価の調査に当たり、資材単価と異なり、労務単価だけがなぜ国と都道府県等の共同調査方式になっているのか。そこどのような政策的意図があるのか。また、地方分権が進められてきた中で、国と地方は「対等・協力」の関係にあり、「関係省覚書き」という法的根拠の乏しい国の行政機関同士の取決めに過ぎない文書によって、なぜ県が県費を支出して調査に協力する必要があるのか。そうした疑問に対して、県が責任とプライドをもって主体的に説明する義務があるのではないだろうか。以上のような観点から、自主点検シートに記載内容を再検討する必要がある。よって、要改善とするのが適当であると思料する。 | 無 | 労務単価は、公共事業を執行する上で必要不可欠なものであり、本県の実情を反映するためには、県が主体的に本県の労働者の賃金実態を調査することが必要である。 また、労務単価は全ての公共事業の設計に利用されることから、同一地域の発注工事において不整合を生じないよう、国と合同で調査決定しているものである。 なお、当調査において、同一企業が複数工事で対象となっている場合は、ヒアリング日程の調整を行うなど、負担軽減を図っていく。 今後も国との調整を十分にを行い、効率的な調査を実施して、適正な公共事業の執行に努めていきたい。 |
| | | | | B | 現行ど おり | 関係部署と連携する中で、公共工事の労務費調査に留まらず、県内の他の業種の賃金実態、労働条件等の把握にも有効に活用してもらいたい。 | | |
| | | | | C | 現行ど おり | 公共工事の予定価格を算定する際に必要なものであり、統一された手法により行っているが、データを提供する企業に過度の負担がかかっていると聞いていることから、今後、配慮が必要ではないか。 | | |

| 調書 番号 | 細事業名 担当課 | 1次評価 | | アドバイザーによる評価 | | | 2次評価 | |
|----------|---------------------------|------------|--|-------------|----------|--|------------|--|
| | | 見直し 必要性 | 説 明 | 評価者 | 評価 区分 | 説 明 | 見直し 必要性 | 説 明 |
| 17 | 広報誌発行 経費 教・総務課 | 有 | <p>公立小中学校の教員は、県教育委員会が任命権を持つが、服務等の監督権は市町村教育委員会が持つという特殊事情がある。こうした中で、県教育委員会の職員としての一体性を保つためには、県教育委員会の教育方針や事業内容等を教職員に周知するため広報活動が必要である。</p> <p>この広報誌は県内全ての教職員に配付され、県の事業や施策の取組の優秀事例の紹介やイベント等の活用方法が学校教職員や教育関係者に周知され、学校現場において有効な活用が図られている。</p> <p>今後は、編集において、それぞれの所属の横の連携を意識した編集体系に変更するなど、より充実した紙面にする必要はある。</p> | A | 廃止 | <p>公立学校教職員や県・市町村の教育機関向けの情報誌である「教育やまなし」と、教育の概要をまとめたリーフレットである「山梨県の教育」の印刷製本費の事業である。「教育やまなし」は昭和33(1958)年に創刊されて55年が経過している。その間、県教委と公立学校教職員や市町村教委との情報伝達・共有の手段として、重要な役割を演じてきたことがうかがえる。しかしながら、近年、情報媒体が急速に変化するとともに多様化し、教育現場のニーズや課題も著しく変化してきた。そのため、各種の研修や研究会、体験交流、専門誌や調査報告書、ネット上のHPや情報交換サイト、SNSによる情報交流など、様々な媒体を介して多様な教育情報が入手可能になっている。こうした情報環境の大きな変化の中において、目的を特化(専門化)しない一般的な情報提供誌の存在意義はますます低下していると考えられる。また、仮にそうした情報提供に存在意義が認められるとしても、それが「紙媒体」でなければならない合理的理由は乏しい。ネット上のホームページやメールマガジンなどの電子媒体を用いることで、よりタイムリーな情報提供も可能になるだけでなく、ユーザからのフィードバックも容易になる。市町村によっては、教職員全員に一人一台のPCが配置されていないことが、電子媒体化の障害であるという説明があったが、そもそもこの種の情報誌がなぜ全員に一人一冊ずつ配布しなければならないのか、合理的理由がない。各学校単位の数冊とか、各学年単位の数冊とか、各教科単位の数冊といった、組織ユニットごとの配布で十分である。電子化される場合にも同様である。なお、リーフレット「山梨の教育」も、毎年度データ更新だけをしてHP上に掲載しておけば足りるし、ハードコピーが必要な場合にはその都度カラープリンタなどで必要部数を印刷すればよい。以上により、廃止とするのが適当であると思料する。</p> | 有 | <p>公立小中学校の教員は、県教育委員会が任命権を持つが、服務等の監督権は市町村教育委員会が持つという特殊事情がある。こうした中で、県教育委員会の職員としての一体性を保つためには、県教育委員会の教育方針や事業内容等を教職員に周知するため広報活動が必要である。</p> <p>ただし、情報提供の手法については、費用面、迅速かつタイムリーな情報伝達の面で、従来の紙媒体(冊子)から、メールマガジン等の方法に切り替える。</p> |
| | | | | B | 廃止 | <p>昭和33年から実施している事業で、環境も変化している中で、人件費を含めて約500万円もの経費負担をしていることを考慮すると、内部職員への連絡広報であり、紙ベースでなく、メールマガジン等の手段で代替可能ではないか。</p> <p>その方が、スピーディでタイムリーな情報提供が可能となり、保存、アクセス数の把握等、管理上もベターではないか。</p> <p>また、成果指標による明確な効果の検証もできていない。</p> | | |
| | | | | C | 廃止 | <p>「教育やまなし」は、紙による配付を廃止し、ホームページ等の活用を望む。</p> <p>「山梨の教育」は、外部訪問者に提供する必要があるならば機会あるごとに新しいデータに更新し、必要に応じて印刷するという方法を検討するべきである。</p> | | |
| 18 | 身延町立施設運営費補助金 社会教育課 | 有 | <p>和紙工房や陶芸工房の利用者が減少しているため、町との協議の中でニーズの変化に対応した見直しを行う。</p> | A | 廃止 | <p>調書番号20の「なかとみ青少年自然の里」の見直し(廃止)と連動して検討するという条件で、この補助事業も「廃止」するのが適当であると思料する。</p> | 有 | <p>「なかとみ青少年自然の里」は、県立施設(宿泊棟とキャンプ場)と身延町立施設(体験工房など)が一体となって管理運営されているが、県立施設を身延町が指定管理者として管理運営する一方、身延町立施設で行う体験学習などの経費の一部を県が補助金として交付するなど、複雑でわかりにくい運営体制となっている。</p> <p>今後、県立施設の町への譲渡又は廃止について検討を進めることから、この補助金についても、現在の指定管理期間が終期を迎える平成27年度末の廃止を検討する。</p> |
| | | | | B | 廃止 | <p>町の体験事業に関する運営費を県が補助している事例は他にはなく、町の自助努力・自己責任の中で実施すべきではないか。</p> <p>なお、体験事業については、この場所でないといけないというものでないで、地域の特性を活かした独自性のある事業となるよう内容を見直しする必要があるのではないか。</p> | | |
| | | | | C | 廃止 | <p>なかとみ青少年自然の里運営費と表裏一体をなすものと考えるので、町施設と統合して運営することによって補助金は不要になると考える。</p> | | |